

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和5年10月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300090 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2300004 号

第 1 結論

平成 8 年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 8 年 3 月

私は、災害の年に 20 歳になったが、災害による役所の過誤から国民年金の通知が行われなかったため、数年後に国民年金に加入した。遡って加入した期間の未納分の保険料は一括で納付できず、私の父親が家族分と一緒に私の国民年金保険料を分割で納付してくれたが、家族の保険料は納付済なのに私の請求期間の保険料のみ未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号（現在の基礎年金番号）の資格取得処理日は平成 8 年 12 月 25 日であることから、同年 12 月頃に加入手続きが行われ、20 歳到達時（平成 7 年 * 月 * 日）まで遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、資格取得手続きが行われた当時において、請求者は請求期間を含む平成 7 年 * 月から平成 8 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

また、オンライン記録から、請求者が資格取得した平成 7 年 * 月以降において請求期間以外に未納期間はなく、遡って資格取得した同年 * 月から請求期間直前の平成 8 年 2 月までの過年度保険料の納付日は、当時、同居する請求者の母親及び兄の追納保険料と同日に納付していることが確認されることから、請求者の父親の保険料の納付意識は高かったものとみられる。

しかしながら、請求者の父親は、「請求期間の国民年金保険料は A 金融機関で納付した。領収書は、当時は保管していたが、今は残っていない。」と陳述しているところ、A 金融機関における国民年金保険料の納付に関する資料を確認できるのは過去 5 年までとされていることから、請求期間に係る当該資料の有無等を確認することはできず、また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す確定申

告書、源泉徴収票、課税証明書、家計簿等の資料は無いとしており、請求者の父親が、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付したことを確認することはできない。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る国民年金保険料は未納となっていることが確認でき、保険料の納付記録が取り消されたなどの不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、資格取得処理日及び請求期間前後の保険料の納付日によると、請求者の父親が請求期間に係る国民年金保険料を納付したとするのは、平成9年1月以降であることがうかがえるところ、平成9年1月以降は基礎年金番号制度導入により年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の管理について過誤が生じる可能性は低いと考えられる上、請求期間について、請求者の父親が保険料を納付していたことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の父親の行為とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300093 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300016 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社（請求期間①当時は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の C 社（D を経営）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の E 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者の F 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 43 年春から昭和 44 年春まで
② 昭和 49 年夏から昭和 50 年冬まで
③ 平成 2 年春から平成 4 年春まで
④ 平成 13 年春から平成 15 年冬まで

各事業所で勤務した期間を詳細には記憶していないが、請求期間①のうち約 10 か月間、A 社に、請求期間②のうち約 1 年間、G 市 H 区 I にあった D の店舗に、請求期間③のうち約 2 年間、E 社に、請求期間④のうち約 2 年間、F 社に勤務したが、各事業所に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、「請求期間①のうち約 10 か月間、J 駅付近にあった A 社の営業所の所長からスカウトされ入社し、K、L 等を個人宅へ販売する業務に従事していた。」と主張しているところ、オンライン記録により、A 社が請求期間①当時に厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できる。

しかしながら、A 社は、請求期間①当時、M 市 N 区 J 駅付近に同社の営業所があったかどうかについては、確認できないとし、請求者については、同社の社会保険

加入者台帳に氏名が記載されておらず、社会保険の加入対象としない臨時雇い又は試用期間中であった可能性はあるが、当時の資料は保管していないため、請求者が在籍していたか否かは不明である旨を回答しており、請求者の請求期間①における勤務実態等について確認することはできない。

また、請求者のA社に係る雇用保険の被保険者記録も確認できず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、請求期間①において、請求者の氏名は見当たらない。

なお、請求者は、当時の営業所の所長及び同僚の氏名を記憶していないため、請求者の勤務実態等について確認することは困難である。

- 2 請求期間②について、請求者は、「請求期間②のうち約1年間、G市H区IにあったDに勤務していた。」と主張していることから、請求者が主張する所在地で店舗を経営するC社に照会したところ、同社は、請求者の主張するDの店舗を経営していた旨を回答している。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は、昭和62年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間②においては、同社が適用事業所となっていなかったことが確認できる。

また、請求期間②においては、請求者の雇用保険の被保険者記録は確認できない上、C社は、当時の資料は保管していないため請求者の在籍状況は不明である旨を回答しており、請求者の勤務実態等について確認することはできない。

なお、請求者が記憶する同僚の姓、オーナー及び支店長の年齢等の情報から、請求期間②における請求者の勤務実態等について確認することは困難である。

- 3 請求期間③について、請求者は、「請求期間③のうち約2年間、E社において、Oで作業を行っていた。」と主張しているところ、請求期間③当時にE社で勤務していた複数の同僚の回答から、期間は特定できないが、請求者は同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、E社は、平成2年11月19日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間③の一部は同社が適用事業所となっていない期間であることが確認できる。

また、E社は、現在、事業は行っておらず、請求期間③当時の資料は保管していないため、請求者の在籍を確認できない旨を陳述している。

さらに、上記同僚で社会保険事務担当者だった者を含む複数名が請求者を記憶しているものの、請求者の勤務期間等具体的なことは覚えていない旨を回答しており、請求者の勤務実態等について確認することはできない。

加えて、請求者のE社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できず、同社及び当時の事務担当者の陳述及び回答によると、請求期間③当時、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

その上、E社に係るオンライン記録には、請求期間③において、請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

4 請求期間④について、請求者は、「請求期間④のうち、F社が平成15年に事業を撤退するまでの約2年間、同社のP課に配属されQ室でRやSの業務を行っていた。」と主張しているところ、請求者が提出したマンションの入居申込書及び請求期間④当時にF社で勤務していた複数の同僚の回答から、期間は特定できないが、請求者は同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、F社は解散し、当時の事業主も既に亡くなっており、所在が判明した清算人及び複数の同僚が名前を挙げた請求期間④当時の社会保険事務担当者からは回答が得られない上、請求者を記憶する複数の同僚は、請求者の勤務期間等具体的なことは覚えていない旨を回答しており、請求者の勤務実態等について確認することはできない。

また、請求者のF社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、請求期間④当時、請求者が居住していたT市の回答によると、請求者は、平成13年9月1日から平成18年5月1日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、F社に係るオンライン記録には、請求期間④において、請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

5 事業主による厚生年金保険料の控除について、請求者は、請求期間①から④までの各期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに当該各期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①から④までの各期間において、請求者が常用的に雇用されていた期間を確認することができない上、事業主により、請求者の請求期間①から④までに対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことを確認又は推認することができず、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。